

審査請求裁決書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

関係保護の
実施機関

[REDACTED]
[REDACTED]

当該不服の
処分等

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成21年11月26日付け生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）

平成21年12月2日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成21年12月2日付けで提起された本審査請求は容認する。

よって、[REDACTED]が審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）は、生活に困窮したとして平成21年10月28日に [REDACTED]（以下「処分庁」という。）に対し、法に基づく保護申請を行った。

これに対し処分庁は、請求人は近隣に居住する長男の引き取りにより生活が可能であるとの判断から、平成21年11月26日付けで原処分を行ったところ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、原処分を受けたことについて納得できず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

ア 長男の引き取り拒否について

(ア) 長男の暴力については、平成17年1月1日にDVがあって以後暴力は受けていないこと。

(イ) 請求人の居住する場所がないため引取りができないとの理由については、同居していた二男が長男宅から転出しており、居住場所は確保されていること。

(ウ) 生活費等の経済的な面については、長男の新聞配達や宅配便の就労、また、[REDACTED]の収入と請求人の年金収入で金銭的な余裕があること。

(エ) 長男の結婚については、交際している相手とは長男は現在同居していないし、また、婚約をしているわけでもない。よって、現時点で請求人との同居の妨げになるものではない。

イ 居住先について

請求人は生活保護を申請し、保護の適用を受けることを希望するのであれば、現在居住している市営住宅は返還し、家賃の負担のない長男宅へ転居すべきである。

ウ 資産の名義変更について

請求人名義であった[REDACTED]について、生活保護の相談を行った翌日に長男へ名義変更している。

(4) 請求人の反論

ア 長男は新聞配達と宅配便の配達、また[REDACTED]の収入から借金返済をしており、請求人へは毎月1万円を援助するのが精一杯である。

イ [REDACTED]の名義変更については、長男の破産手続きが完了し6ヶ月が経過したこと、処分庁の担当者が[REDACTED]の仕事の続けても良いと言ったこと、固定資産税の支払いが困難となり、支払いが遅れていたことなどがその理由である。

ウ 長男が[REDACTED]へ転居したことにより、空き家となった[REDACTED]の居住先については、建築後80年程経過した建物であり、老朽化が著しく雨漏り等もあって、現在の市営住宅から転居することは困難である。

また、市営住宅の返還に係る原状回復に要する費用の捻出もできない。

(5) 事実認定

ア 請求人は、平成21年10月28日付けで生活困窮を理由に生活保護の申請を行ったこと。

イ 処分庁は、平成21年10月29日に固定資産税名寄帳兼課税台帳により、請求人名義の資産及び課税状況等を確認したこと。

ウ 処分庁は、請求人の扶養義務者（長男、二男、養女）に対し、扶養照会を行った結果、それぞれ平成21年11月2日、24日、4日に援助否若しくは未記入による回答を受理したこと。

エ 請求人は、[REDACTED]及び[REDACTED]内に所有する資産を平成21年10月19日付けで贈与により請求人の長男へ名義変更したこと。また、処分庁はその事実を平成21

年11月17日に高知地方法務局安芸支局発行の登記事項証明書により確認したこと。

オ 処分庁は、請求人の保護申請に対し、長男の引き取りにより最低生活が維持可能であるとの理由から保護申請を却下し、平成21年11月26日付けで保護申請却下通知書を交付したこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が請求人に対して行った原処分について、違法又は不当のものと言えるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項においては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

また、法第4条第2項では、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」としており、同条第1項の定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の第5「扶養義務の取扱い」によると、「扶養義務者による扶養」が資産（金銭）となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となり、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできないとしている。

これを本件についてみると、処分庁は事実認定ウにあるように請求人の扶養義務者に対し扶養照会を行い、援助否若しくは未記入による回答を受理していることから、請求人の扶養義務者が請求人を扶養する意思のないことを確認している。

そもそも扶養義務者からの援助については、扶養義務の具体的内容が当事者間の関係、資力等個々の事情により様々であり、弾力的な運用が求められるものであるため、民法上は扶養義務の内容について画一的明確な規定を置かず、当事者間の協議等に委ねているものである。

ゆえに、扶養義務者が自らの生活実態等を考慮したうえで、扶養の可否を判断したものである以上、これを強制的に排除することは妥当な判断ではない。

従って、今後における請求人の長男の扶養が期待できないことから、処分庁が請求人に係る諸事情を客観的な観点から判断することなく行った原処分は妥当でないと考えられる。

以上のとおり、本審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

